

事務事業評価シート

(H.30)No.	3074	(H.29)No.	3074
-----------	------	-----------	------

事務事業名	私立幼稚園就園奨励補助金(補助分)		
担当部局名	担当室名	室長名	
福祉子ども部	保育幼稚園室	山岡 尚子	

会計区分	事業コード	491001
一般会計	(中事業名)※予算書事業名	
款 教育費	私立幼稚園就園奨励事業	
項 幼稚園費	(小事業名)	
目 私立幼稚園振興費	私立幼稚園就園奨励補助金(補助分)	

1. 事務事業の位置付け

総合計画	政策	4	豊かな心と健やかな体を育み暮らせるまち
	基本施策	1	生きる力を育む教育の推進
	施策	1	学校教育
重点プロジェクト	2.若者定住促進プロジェクト		

2. 事務事業の概要

事業目的(めざす効果)
公・私立幼稚園間の保護者負担の格差を少なくし、私立幼稚園への就園を奨励し、幼稚園教育の普及を図る。
事業内容
私立幼稚園奨励補助金(国庫補助) 私立幼稚園への就園を奨励し、幼稚園教育の普及を図るとともに、私立幼稚園に幼児を就園させている保護者の負担を軽減するため、文部科学省の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、幼児の属する世帯の所得の状況に応じて補助金を支給する。

3. 総合計画の目標達成に向けた主な事業の実績・計画

	H.29年度(事業量・取組実績)		H.30年度(事業量・取組計画)		H.31年度(事業計画)	H.32年度(事業計画)	H.33年度(事業計画)
	H.28繰越分	H.29現年分	H.29繰越分	H.30現年分			
主な事業の実績・計画	対象となる保護者に対する補助金の支給		対象となる保護者に対する補助金の支給 *よさみ幼稚園の認定こども園化と梅が丘幼稚園の新制度への移行に伴い、対象となる幼稚園が2園減り2施設に支給		対象となる保護者に対する補助金の支給 *つつじが丘幼稚園の認定こども園化に伴い対象となる幼稚園が1園減となり、1幼稚園に対し支給	対象となる保護者に対する補助金の支給 *つつじが丘幼稚園の認定こども園化に伴い対象となる幼稚園が1園減となり、1幼稚園に対し支給	対象となる保護者に対する補助金の支給 *つつじが丘幼稚園の認定こども園化に伴い対象となる幼稚園が1園減となり1幼稚園に対し支給

	H.29年度(決算見込)		H.30年度(作成時予算額)		H.31年度(計画予算)	H.32年度(計画予算)	H.33年度(計画予算)
	H.28繰越分	H.29現年分	H.29繰越分	H.30現年分			
①直接事業費		104,480千円		59,375千円	38,375千円	38,375千円	38,375千円
内訳(千円)							
国・県支出金		32,919		19,653	12,791	12,791	12,791
地方債							
その他()							
一般財源	0	71,561	0	39,722	25,584	25,584	25,584
人工数							
職員		0.20人		0.20人	0.20人	0.20人	0.20人
臨時職員等		0.00人		0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
②概算人件費	0千円	1,480千円	0千円	1,480千円	1,480千円	1,480千円	1,480千円
①+②総事業費	0千円	105,960千円	0千円	60,855千円	39,855千円	39,855千円	39,855千円

4. 担当室による事務事業の点検

考察(H.29年度の取組評価、課題、施策への貢献、市民との協働など)
私立幼稚園への就園を奨励し、幼稚園教育の普及を図るとともに、補助金の支払いにより保護者の負担を軽減した。幼児教育の段階的無償化について、年収約360万円未満相当の世帯について従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、同年収のひとり親世帯等については、第1子については現行の半額、第2子については無償化とし、軽減措置を拡大した。引き続き、段階的無償化に向けて取り組んでいく。幼児を就園させている保護者の負担を軽減することにより、私立幼稚園への就園を奨励し小学校就学前の子どもの育ちを支え、幼稚園教育の普及を図ることができた。

5. 今後の方向性(担当室による内部評価)

【選択肢】 継続(改善)、継続(現行)、継続(拡大)、継続(縮小)、統合(予定含む)、休止(予定含む)、廃止(予定含む)、事業完了(予定含む)	継続(縮小)
---	--------

今後の対応方針(課題解決への取組内容、具体的な見直し内容、継続の理由等)
国の制度改正に合わせ、補助単価の引き上げや対象世帯の拡大等、多子世帯の負担軽減の拡充を図り、私立幼稚園への就園を奨励します。今後、私立幼稚園の認定こども園化により、当該補助金から施設型給付に変更となるため、移行の時期等について法人と協議する必要があります。

6. 事務事業の取組に関する市の計画
ばりっすくすく計画